



JSG ニュースレター

<Tax>

「産業創新条例」第 10 条の 2、 第 72 条の改正条文が立法院で正式可決

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

次世代の重要産業と技術の継続的發展を促進し、半導体を含む産業チェーン全体の強靱性と国際競争における優位性を強固にするため、行政院が作成した「産業創新条例」第 10 条の 2 および第 72 条の改正草案が、2023 年 1 月 7 日付で立法院にて可決されました。一定の条件を満たす会社の研究開発および設備投資に対して、より有利な優遇措置を提供する当該草案は、総統による公布後、施行され、**施行期間は 2023 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までです**。改正条文のポイントは、以下のとおりです。

革新的な研究開発投資および先進的な製造プロセスへの設備投資にかかる税額控除に関する条文を追加

- **適用対象**

台湾国内で技術革新を行い、かつ、グローバルサプライチェーンにおいて重要な地位にある会社。適用にあたり産業分類の制限はない。

- **適用要件**

1. 会社の当年度の研究開発費用、研究開発の割合が一定規模に達する。

- かつ、**実効税率が一定比率に達する**（2023年は12%、2024年からは原則15%であるが、行政院の査定により12%とすることができる。2025年から2029年までは15%）。

- **奨励項目**

適用要件を満たす場合、**革新的技術開発投資**の当年度の控除率は **25%**、**先進的製造プロセスに供する設備投資**（購入金額が一定の規模に達している必要あり）の当年度の控除率は **5%**で、支出額の上限はない。ただし、両者の控除額合計は当年度の営利事業所得税額の 50%を上限とする。

詳細は経済部[プレスリリース](#)をご参考ください。

勤業衆信の見解

今般、立法院で可決された「産業創新条例」第 10 条の 2 の改正条文は、国内で技術革新を行い、かつ、グローバルサプライチェーンで重要な地位にある会社に対して、その研究開発および設備投資により有利な投資控除を提供する奨励措置で、施行期間は 2023 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までです。適用要件とする規模や用語の定義、申請方法、申請期限、審査機構、申請書類の様式等については、経済部が財政部とともに 6 か月以内に弁法を定めます。また、経済部は申請案件について、審査機構が関連機関および外部有識者と共同で審査を行うとしています。当該弁法草案の進捗および内容に留意し、申請資格に該当する場合は、インパクトの大きい、この投資控除の優遇措置を受けられるよう、早めに関連書類を準備することが望まれます。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)

台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、は香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。



日商組新聞稿

<Tax>

立法院於 112 年 1 月 7 日三讀通過 「產業創新條例」第 10 條之 2、第 72 條修正條文

為促進下世代關鍵產業與技術持續深耕臺灣，鞏固包括半導體在內的整體產業鏈韌性及國際競爭優勢，行政院擬具「產業創新條例」第10條之2、第72條修正草案，針對符合一定條件的公司，提供更優惠的研發及設備投資抵減優惠，於1月7日經立法院三讀通過，將送總統公布施行，[施行期間自112年1月1日至118年12月31日止](#)。謹提供該修正重點如下：

增訂前瞻創新研發投資及先進製程設備投資抵減

- **適用對象**
於國內進行技術創新且居國際供應鏈關鍵地位之公司，不限適用產業別。
- **資格條件**
 1. 公司當年度研發費用、研發密度達一定規模。
 2. 有效稅率達一定比率（112年為12%、113年起原則為15%，但可報行政院核定調整為12%、114年至118年為15%）。
- **獎勵項目**
符合適用要件者，得享有前瞻創新研發投資抵減，當年度抵減率為25%；購置用於先進製程之設備投資抵減(金額亦須達一定規模)，當

年度抵減率為5%，支出金額無上限。二者合計的抵減稅額不得超過當年度應納營所稅額50%。

詳細內容請參考[經濟部新聞稿](#)。

勤業眾信觀點

立法院三讀通過的「產業創新條例」第10條之2修正條文，施行期間自112年1月1日至118年12月31日止，係針對於國內進行技術創新且居國際供應鏈關鍵地位之公司，提供其投資於研究發展與設備支出更優惠的投資抵減獎勵措施。經濟部將會同財政部於6個月內完成子辦法訂定，規範適用要件之規模及名詞之定義、申請流程、申請期限、審查機制及書表文件等內容。同時經濟部表示未來申請案件則會透過審查機制，邀請相關部會及外部專家共同審核。提醒公司應注意子辦法草案的進度及內容，符合申請資格公司應及早準備相關文件，以爭取此最優惠投資抵減！



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息[請點這](#)

日商組官方網站[請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 (統稱為 “Deloitte 組織”)。DTTL (也稱為 “Deloitte 全球”) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網絡 (統稱為 “Deloitte 組織”) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 (明示或暗示)，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2023 勤業眾信版權所有 保留一切權利